

景観施策の振り返り

これまでの取り組み

本市では、平成4年に「明石の歴史性及び地域性を生かし、明石らしい個性豊かで美しい都市景観を保全し、育成し、又は創造すること」を目的に法に基づかない自主条例である都市景観条例を制定しました。

それに基づき、下記の通り、様々な取り組みを行い、ゆとりとうるおいのある美しいまちづくりに取り組んできました。

(1) 都市景観条例の概要

- ・都市景観形成基本計画の策定 【第6条】
- ・都市景観の形成上重要な価値があると認める建築物等（都市景観形成重要建築物等）の指定 【第7条】
- ・都市景観の形成を図るべき地区（都市景観形成地区）の指定及び地区内行為の届出の義務付け 【第11条、第13条】
- ・都市景観の形成に大きな影響を及ぼす行為に対する届出（大規模建築物等に対する行為の届出）の義務付け 【第16条】
- ・都市景観形成市民団体の認定 【第19条】
- ・都市景観の形成に著しく貢献していると認める建築物等の表彰 【第20条】
- ・都市景観の形成に努めようとするものに対する技術的援助及び経費の助成 【第21条】
- ・都市景観審議会を設置 【第22条】

(2) 都市景観条例に基づく取り組み

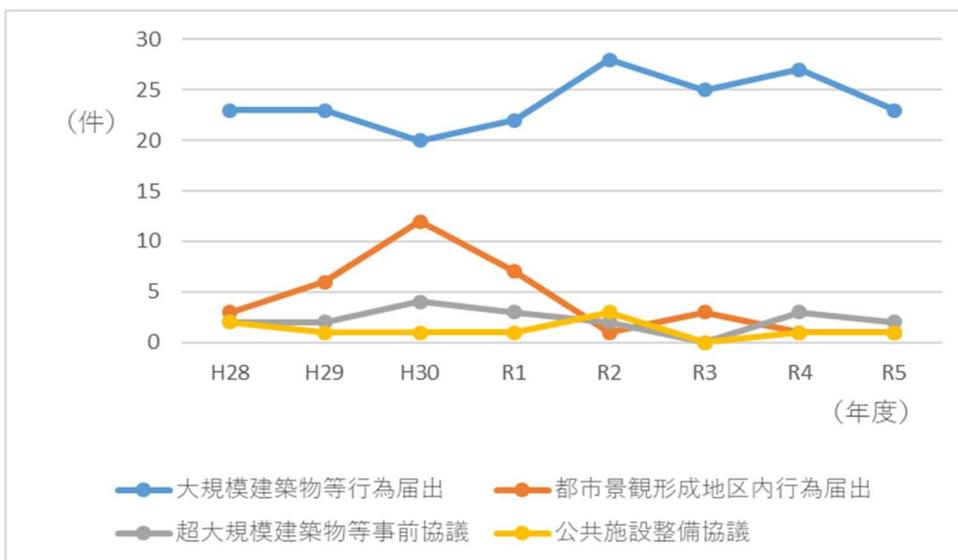
①都市景観形成基本計画について

都市景観の形成を推進するため、平成6年に策定し、また平成22年には、これまでの取り組みを踏まえ、新しい時代にふさわしい展開を図るべく、改定を行い、市民・事業者・行政が一体となり、景観資源を「守り」、「育て」、「創る」ことが快適な環境を創造し、市民一人ひとりのわがまち意識の醸成と魅力ある都市ブランドの形成につながるものとして、個性豊かで美しい都市景観の形成に取り組んでいます。

明石市都市景観条例による主な取り組み

1992（平成4）年 3月	明石市都市景観条例 制定
// 5月	明石市都市景観審議会規則 制定
1994（平成6）年 2月	明石市都市景観形成基本計画 策定
// 8月	明石市都市景観条例施行規則 制定 都市景観の形成のための誘導基準（明石市告示第136号） ・大規模建築物等行為の届出制度 開始 ・超大規模建築物等にかかる事前協議
1996（平成8）年 10月	都市景観形成地区の指定（大久保駅南地区） ・都市景観形成地区内における行為の届出制度 開始 都市景観形成重要建築物等助成要綱 施行
2010（平成22）年 4月	都市景観形成重要建築物の指定（15件）
2012（平成24）年 7月	明石市都市景観アドバイス会議設置要綱 施行
// 8月	超大規模建築物等にかかる事前協議実施要領 施行
2013（平成25）年 12月	公共施設整備にかかる協議実施要領 施行

条例に基づく届出等件数（変更含む） ※平成28年度以降



都市景観アドバイス会議の開催回数 ※平成28年度以降

(件)

H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	計
3 (1)	3 (1)	2 (1)	4 (2)	7 (5)	1 (0)	4 (1)	4 (1)	28 (12)

()は内数で、明石市都市景観アドバイス会議設置要綱第9条に定める「会議によらない助言」

都市景観形成重要建築物等の指定

歴史的価値のある建築物等を指定し、保全計画を定め、保全を図っています。

	名称	所在地	指定年度
1	安達邸	魚住町清水	平成8年度
2	卯月邸	大蔵八幡町	平成9年度
3	服部邸	大蔵八幡町	平成9年度
4	尾上邸	二見町東二見	平成9年度
5	原邸	魚住町西岡	平成9年度
6	小山邸	二見町西二見	平成10年度
7	中山邸	大久保町松陰新田	平成10年度
8	白沙荘	二見町東二見	平成10年度
9	丸尾邸	魚住町西岡	平成10年度
10	中崎公会堂	相生町	平成12年度
11	卜部邸	大久保町西島	平成13年度
12	増本邸	二見町東二見	平成13年度
13	藤井邸	魚住町西岡	平成15年度
14	尾上邸	二見町東二見	平成16年度
15	大塩邸	大蔵八幡町	平成17年度



《中崎公会堂》



《白沙荘》

市景観形成地区の指定及び地区内行為届出制度

良好な都市景観を形成している地区等を指定し、色彩等の基準を設け、建築行為の際、届出を求め、基準に沿った指導、助言を行うことでその保全を図る制度です。平成8年10月に大久保駅南地区を指定しています。令和3年3月にJT跡地を含め、区域変更しました。



《メインストリート》



《大久保駅前広場から》

④大規模建築物等行為届出制度

市内（都市景観形成地区を除く）で高さが15mを超えるもの、又は建築面積が1,000㎡を超える建築物等を新築、増築等の際、届出を求め、色彩等を定めた誘導基準に沿った指導、助言を行う制度です。



《周辺に配慮したデザインの事例》



《サイン配置に配慮した建物デザインの事例》

超大規模建築物等の協議

本市の景観形成に与える影響が特に大きい超大規模建築物等に関して、届出の前に事業者と市で協議（都市景観アドバイスメETING）を行う制度です。

※都市景観アドバイスメETING（平成24年度設置）

超大規模建築物及び特に景観上大きな影響を与える公共施設に対して、都市景観に関する専門的な立場から助言を行う会議です。



《平成24年度 明石駅前南地区再開発ビル》



《平成25年度 明石駅前広場及び国道2号デッキ》



《令和元年度（仮称）明石大久保計画新築工事》



都市景観の形成に努めようとするものに対する技術的援助及び経費の助成

- ・都市景観形成重要建築物等の修復等に要する費用の助成

都市景観形成重要建築物等の修復等に対し、経費の一部を助成しています。

(平成11～令和5年 30件)



《平成17年度尾上邸助成対象工事》



《令和4年度白沙荘助成対象工事》

景観啓発活動

- ・「わがまちあかし景観50選」の実施

明石の素晴らしい景観を再発見していただき、その素晴らしさを多くの人に知っていただくことを目的に平成18年度に実施しました。応募総数239件

- ・「わがまちあかし十景」の選定

「わがまちあかし景観50選」の中から市民投票により明石を代表する景観として平成19年度に選定しました。投票総数5,709件

・「わがまちあかし十景」の活用

「わがまちあかし十景」を市内外に広くPRすることで景観への意識啓発を図ることを目的に実施しました。

平成20～25年度 カレンダーを市民に配付

平成23年度 絵画及び写真コンクール

平成24年度 絵画コンクール及び写生大会

平成27年度 クリアファイルを小学3年生に配付



《平成26年版卓上カレンダー》



《平成24年度写生大会》

・「出前講座」の実施

市民の景観への理解と意識の向上を目的に平成24年度から実施しています。



《平成27年度講義》



《平成27年度ワークショップ》



《令和5年度講義》



《令和5年度白沙荘現地見学》

行政による先導的な取り組み

公共空間の整備において、明石らしい景観形成をより一層推進するための指針として、平成26年度に「公共施設景観形成ガイドライン」を策定しました。



「100年後に残したいわがまちあかしの景観」

市制施行100周年を機に、令和元年度に明石の身近な景観に目を向けてまちへの愛着を深めていただくことと、魅力的な景観を市内外に広く啓発することで、住みたい・住み続けたいまち明石に寄与することを目的に「100年後に残したいわがまちあかしの景観」写真募集を実施しました。

応募された全ての景観を掲載したポスターとチラシを作成しました。その後、ポスター、市HPも含めて、これらの掲示等を通して、明石の魅力的な景観を市内外に発信しています。

